

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」新旧対照表

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
第1章 一般原則				
1		<p>第2 正規の簿記の原則</p> <p>1 独立行政法人の会計は、独立行政法人の財政状態及び運営状況に関するすべての取引その他の事象について、複式簿記により体系的に記録し、正確な会計帳簿を作成しなければならない。(注1)</p> <p>2 会計帳簿は、独立行政法人の財政状態及び運営状況に関するすべての取引その他の事象について、網羅的かつ検証可能な形で作成されなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p><注1> 複式簿記について</p> <p>独立行政法人においては、その財政状態及び運営状況に関するすべての取引その他の事象について捕捉しうる合理的な会計処理及び記録の仕組みとして、複式簿記を導入するものとする。</p>	<p>第2 正規の簿記の原則</p> <p>1 独立行政法人の会計は、独立行政法人の財政状態及び運営状況に関する全すべての取引その他の事象について、複式簿記により体系的に記録し、正確な会計帳簿を作成しなければならない。(注1)</p> <p>2 会計帳簿は、独立行政法人の財政状態及び運営状況に関する全すべての取引その他の事象について、網羅的かつ検証可能な形で作成されなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p><注1> 複式簿記について</p> <p>独立行政法人においては、その財政状態及び運営状況に関する全すべての取引その他の事象について捕捉しうる合理的な会計処理及び記録の仕組みとして、複式簿記を導入するものとする。</p>	技術的修正を行った。
1		<p>第3 明瞭性の原則</p> <p>(略)</p> <p><注2> 明瞭性の原則について</p> <p>公共的な性格を有する独立行政法人においては、その行政サービスの提供のために負託された経済資源に関する会計情報を負託主体である国民を始めとする利害関係者に対し報告する責任を負っていることから、国民その他の利害関係者にわかりやすい形で適切に情報開示することが求められるため、独立行政法人の財務諸表は明瞭に表示されなければならない</p>	<p>第3 明瞭性の原則</p> <p>(略)</p> <p><注2> 明瞭性の原則について</p> <p>公共的な性格を有する独立行政法人においては、その行政サービスの提供のために負託された経済資源に関する会計情報を負託主体である国民を始めとする利害関係者に対し報告する責任を負っていることから、国民その他の利害関係者に分わかりやすい形で適切に情報開示することが求められるため、独立行政法人の財務諸表は明瞭に表示されなければならない。</p>	技術的修正を行った。
1		<p>第6 継続性の原則</p> <p>(略)</p> <p><注5> 継続性の原則について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 しかしながら、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続の選択適用が認められる場合は皆無とはいえない。そのような場合において、独立行政法人が選択した会計処理の原則又は手続を継続して適用しないときは、同一の会計事実について異なる計算結果が算出されることになる。その結果、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、独立行政法人の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らしめるおそれがある。したがって、いったん採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各事業年度を通じて継続して適用しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第6 継続性の原則</p> <p>(略)</p> <p><注5> 継続性の原則について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 しかしながら、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続の選択適用が認められる場合は皆無とはいえない。そのような場合において、独立行政法人が選択した会計処理の原則又は手続を継続して適用しないときは、同一の会計事実について異なる計算結果が算出されることになる。その結果、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、独立行政法人の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らしめるおそれがある。したがって、一旦採採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各事業年度を通じて継続して適用しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	技術的修正を行った。
第2章 概念				
2		<p>第8 資産の定義</p> <p>(略)</p>	<p>第8 資産の定義</p> <p>(略)</p>	技術的修正を行った。

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<p><注6> 独立行政法人のサービス提供能力又は経済的便益について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 独立行政法人の経済的便益とは、キャッシュ・インフロー、もしくはキャッシュ・アウトフローの減少をいう。</p>	<p><注6> 独立行政法人のサービス提供能力又は経済的便益について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 独立行政法人の経済的便益とは、キャッシュ・インフロー、若しくはキャッシュ・アウトフローの減少をいう。</p>	
2		<p>第9 流動資産</p> <p>(略)</p> <p><注8> 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産は、流動資産に属するものとし、独立行政法人がその業務目的を達成するために所有し、かつ、その加工又は販売を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする。</p> <p>6 なお、固定資産のうち残存耐用年数が一年以下となったものも流動資産とせず固定資産に含ませ、たな卸資産のうち恒常在庫品として保有するもの又は余剰品として長期間にわたって所有するものも固定資産とせず流動資産に含ませるものとする。</p> <p><注9> 経過勘定項目について</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 未払費用</p> <p>(1) 未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終らないものをいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第9 流動資産</p> <p>(略)</p> <p><注8> 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 製品、半製品、原材料、仕掛品等の棚たな卸資産は、流動資産に属するものとし、独立行政法人がその業務目的を達成するために所有し、かつ、その加工又は販売を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする。</p> <p>6 なお、固定資産のうち残存耐用年数が一年以下となったものも流動資産とせず固定資産に含ませ、棚たな卸資産のうち恒常在庫品として保有するもの又は余剰品として長期間にわたって所有するものも固定資産とせず流動資産に含ませるものとする。</p> <p><注9> 経過勘定項目について</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 未払費用</p> <p>(1) 未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終わらないものをいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	技術的修正を行った。
2		<p>第13 投資その他の資産</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第107 連結の範囲」及び「第118 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）有価証券を除く。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 長期貸付金。ただし、役員、職員又は関係法人（「第105 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 関係法人長期貸付金</p> <p>(7)～(12) (略)</p>	<p>第13 投資その他の資産</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第107 連結の範囲」及び「第118 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社（<u>「第109 連結の範囲」において定める特定関連会社をいう。以下同じ。</u>）及び関連会社（<u>「第120 関連会社等に対する持分法の適用」</u>において定める関連会社をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）有価証券を除く。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 長期貸付金。ただし、役員、職員又は関係会社法人（「第105 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 関係会社法人長期貸付金</p> <p>(7)～(12) (略)</p>	「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正を行った。
2		<p>第17 引当金</p> <p>1 (略)</p>	<p>第17 引当金</p> <p>1 (略)</p>	技術的修正を行った。

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		2 法令等、中期計画等又は年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる上記1の引当金に見合う将来の収入については、引当金見返を計上する。 3 (略)	2 法令等、中期計画等又は年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる前項上記事1の引当金に見合う将来の収入については、引当金見返を計上する。 3 (略)	
2		第19 資本金等 (略) <注12> 資本剰余金を計上する場合について 1・2 (略) 3 なお、上記2(2)、(4)及び(5)の場合において償却資産を取得した場合には、相当額を資産見返負債として計上する。	第19 資本金等 (略) <注12> 資本剰余金を計上する場合について 1・2 (略) 3 なお、前項上記事2(2)、(4)及び(5)の場合において償却資産を取得した場合には、相当額を資産見返負債として計上する。	技術的修正を行った。
2		第20 行政コストの定義 1・2 (略) <注14> (略) <注15> その他行政コストについて 1 (略) 2 その他行政コストに含まれる取引は、以下のとおり。 (1)～(3) (略) (4) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた有形固定資産及び無形固定資産を除く承継資産（個別法の権利義務承継の根拠規定に基づく資産をいう。以下同じ。）に係る費用相当額 (5)・(6) (略) 3 その他行政コストに含まれない取引の例は、以下のとおり。 (1) 通則法第46条の2の規定に基づく不要財産に係る国庫納付又は同法第46条の3の規定に基づく不要財産に係る民間等出資の払戻しに伴う独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引（上記2(6)を除く。） (2) (略) 4 (略)	第20 行政コストの定義 1・2 (略) <注14> (略) <注15> その他行政コストについて 1 (略) 2 その他行政コストに含まれる取引は、以下のとおり。 (1)～(3) (略) (4) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた有形固定資産及び無形固定資産を除く承継資産（個別法（各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律をいう。「第28 棚卸資産の評価基準及び評価方法」を除き、以下同じ。）の権利義務承継の根拠規定に基づく資産をいう。以下同じ。）に係る費用相当額 (5)・(6) (略) 3 その他行政コストに含まれない取引の例は、以下のとおり。 (1) 通則法第46条の2の規定に基づく不要財産に係る国庫納付又は同法第46条の3の規定に基づく不要財産に係る民間等出資の払戻しに伴う独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引（前項上記事2(6)を除く。） (2) (略) 4 (略)	個別法の定義を明確にするための所要の修正及び技術的修正を行った。
第3章 認識及び測定				
3		第27 有価証券の評価基準及び評価方法 1 (略) 2 有価証券は、独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 関係会社株式	第27 有価証券の評価基準及び評価方法 1 (略) 2 有価証券は、独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 関係会社株式	個別財務諸表における関係会社株式の評価について、国際公会計基準も参考に、出資先持分額の変動に応じて評価する方法に見直すこととした。また、評価差額の計上方法については、独立行政法人通則法第38条に基づき作成される損益計算書の

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<p>関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><注20>～<注21> (略)</p> <p><注23>満期保有目的の債券の保有目的の変更について (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満期保有目的の債券を購入した中期目標等期間後の中期目標等期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換えるため、又は独立行政法人が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り換えるために売却した場合</p> <p>(3) (略)</p>	<p>関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額 <u>(以下「出資先持分額」という。)</u> をもって貸借対照表価額とする。</p> <p><u>出資先持分額</u>が取得原価よりも下落した場合 には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理 <u>しするとともに、</u> 翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。</p> <p><u>出資先持分額</u>が取得原価よりも増加した場合 <u>の評価差額は純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上される関係会社株式の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><注20>～<注21> (略)</p> <p><注23>満期保有目的の債券の保有目的の変更について (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満期保有目的の債券を購入した中期目標等期間後の中期目標等期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り <u>替換</u> えるため、又は独立行政法人が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り <u>替換</u> えるために売却した場合</p> <p>(3) (略)</p>	<p>位置付けに鑑み、部分純資産直入法を採用することとした。</p> <p>これにより、現行の出資先持分額が取得原価よりも下落した場合の評価差損の計上のみならず、出資先持分額が取得原価よりも増加した場合の評価差益も適切に財務諸表に反映されることとなる。他方、評価差損は現行どおり損失に計上し、評価差益は純資産に直接計上することとなるため、現行の処理と比較して損益に与える影響はない。</p> <p>また、技術的修正を行った。</p>
3		<p>第28 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>1 製品、半製品、原材料、仕掛品、商品等のたな卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、平均原価法等のうちあらかじめ定めた方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>2 ただし、時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>3 なお、たな卸資産の評価方法は毎事業年度継続して適用しなければならず、みだりに変更してはならない。</p>	<p>第28 棚たなたな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>1 製品、半製品、原材料、仕掛品、商品等の 棚たなたな卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、平均原価法等のうちあらかじめ定めた方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>2 ただし、時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>3 なお、棚たなたな卸資産の評価方法は毎事業年度継続して適用しなければならず、みだりに変更してはならない。</p>	<p>技術的修正を行った。</p>
3		<p>第29 貸付金等の貸借対照表価額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び</p>	<p>第29 貸付金等の貸借対照表価額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 債権の元本の回収及び利息の受取 <u>り</u> に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び</p>	<p>技術的修正を行った。</p>

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<p>利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法</p> <p>(3) (略)</p>	<p>利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法</p> <p>(3) (略)</p>	
3		<p>第31 有形固定資産の評価</p> <p>1 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額(固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準「第9 貸借対照表における表示」1に規定する減損損失累計額をいう。以下同じ。)を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 政府からの現物出資として受入れた固定資産及び特殊法人等から承継した固定資産については、個別法の現物出資又は権利義務承継の根拠規定に基づき評価委員が決定した価額を取得原価とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第31 有形固定資産の評価</p> <p>1 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額(固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準「第9 貸借対照表における表示」第1項に規定する減損損失累計額をいう。以下同じ。)を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 政府からの現物出資として受け入れた固定資産及び特殊法人等から承継した固定資産については、個別法の現物出資又は権利義務承継の根拠規定に基づき評価委員が決定した価額を取得原価とする。</p> <p>4 (略)</p>	技術的修正を行った。
3		<p>第33 リース資産の会計処理</p> <p>リース取引に係る会計基準については、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記する。オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。(注25)</p> <p>(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料</p> <p>(2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料</p>	<p>第33 リース取引資産の会計処理</p> <p>リース取引に係る会計基準については、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記する。オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。(注25)</p> <p>(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料</p> <p>(2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料</p>	技術的修正を行った。
3		<p>第34 外貨建取引の会計処理</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 外国通貨、外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券については、決算時において、次の区分ごとの換算額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 外貨建有価証券の換算額については、保有目的による区分に応じ、次により換算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 関係会社株式については、取得時の為替相場による円換算額。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて外国通貨により算定した額が外国通貨による取得原価よりも下落した場合には、当該算定額を決算時の為替相場により円換算した額</p> <p>4 (略)</p> <p>5 決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。ただし、外貨建有価証券換算差額については、時価の著しい下落又は実質価額の著し</p>	<p>第34 外貨建取引の会計処理</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 外国通貨、外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券については、決算時において、次の区分ごとの換算額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 外貨建有価証券の換算額については、保有目的による区分に応じ、次により換算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 関係会社株式については、出資先持分額取得時の為替相場による円換算額。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて外国通貨により算定した額が外国通貨による取得原価よりも下落した場合には、当該算定額を決算時の為替相場により円換算した額</p> <p>4 (略)</p> <p>5 決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。ただし、外貨建有価証券換算差額については、時価の著しい下落又は実質価額の著し</p>	「第27 有価証券の評価基準及び評価方法」における関係会社株式の評価方法の見直しに伴い修正した。

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<p>い低下により、決算時の為替相場による換算を行ったことによって生じた換算差額は、当期の有価証券の評価損として処理するほか、次に定めるところにより処理するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 外貨建の関係会社株式について決算時の為替相場による換算を行うことによって生じた換算差額は、当期の有価証券評価損益として処理する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>い低下により、決算時の為替相場による換算を行ったことによって生じた換算差額は、当期の有価証券の評価損として処理するほか、次に定めるところにより処理するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 外貨建の関係会社株式について決算時の為替相場による換算を行うことによって生じた換算差額は、<u>当期の有価証券評価損益として処理する。出資先持分額を決算時の為替相場により円換算した額が、取得原価を下回る場合は当期の関係会社株式評価損として、取得原価を上回る場合は純資産の部に関係会社株式評価差額金として計上し、翌期首に取得原価に洗い替える。</u></p> <p>(4) (略)</p>	
3		<p>第39 資産除去債務に係る会計処理</p> <p>1 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するものとする。(注36)(注37)(注38)</p> <p>2 資産除去債務はそれが発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額(割引価値)で算定する。</p> <p>3 資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第39 資産除去債務に係る会計処理</p> <p>1 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した<u>とき時</u>に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するものとする。(注36)(注37)(注38)</p> <p>2 資産除去債務はそれが発生した<u>とき時</u>に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額(割引価値)で算定する。</p> <p>3 資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した<u>とき時</u>に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。</p> <p>4 (略)</p>	技術的修正を行った。
3		<p>第41 発生主義の原則</p> <p>1 独立行政法人に発生したすべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第41 発生主義の原則</p> <p>1 独立行政法人に発生した<u>全すべて</u>の費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	技術的修正を行った。
第4章 財務諸表の体系				
4		<p>第43 セグメント情報の開示</p> <p>(略)</p> <p><注39> セグメント情報の開示について</p> <p>1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民、主務大臣その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</p> <p>なお、中期目標等における一定の事業等のまとまりは、「独立行政法人の目標策定に係る指針(平成26年9月2日 総務大臣決定)」において、「法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価にお</p>	<p>第43 セグメント情報の開示</p> <p>(略)</p> <p><注39> セグメント情報の開示について</p> <p>1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民、主務大臣その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</p> <p>なお、中期目標等における一定の事業等のまとまりは、「独立行政法人の目標の策定に<u>関す</u>る指針(平成26年9月2日—総務大臣決定)」において、「法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評</p>	技術的修正を行った。

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		いて一貫した管理責任を徹底し得る単位」とされている。具体的には、主要な事業ごとの単位、施設単位、事業部単位、目標に対応したプログラム単位等で設定される。 2・3 (略)	価において一貫した管理責任を徹底し得る単位」とされている。具体的には、主要な事業ごとの単位、施設単位、事業部単位、目標に対応したプログラム単位等で設定される。 2・3 (略)	
4		第44 貸借対照表の作成目的 貸借対照表は、独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び純資産を記載し、国民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。	第44 貸借対照表の作成目的 貸借対照表は、独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日における 全 すべての資産、負債及び純資産を記載し、国民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。	技術的修正を行った。
4		第45 行政コスト計算書の作成目的 1 行政コスト計算書は、独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する独立行政法人のすべての費用とその他行政コストとを記載して行政コストを表示しなければならない。 2 (略)	第45 行政コスト計算書の作成目的 1 行政コスト計算書は、独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する独立行政法人の 全 すべての費用とその他行政コストとを記載して行政コストを表示しなければならない。 2 (略)	技術的修正を行った。
4		第46 損益計算書の作成目的 1 損益計算書は、独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する独立行政法人のすべての費用とこれに対応するすべての収益とを記載して当期純利益を表示しなければならない。 2 (略)	第46 損益計算書の作成目的 1 損益計算書は、独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する独立行政法人の 全 すべての費用とこれに対応する 全 すべての収益とを記載して当期純利益を表示しなければならない。 2 (略)	技術的修正を行った。
4		第47 純資産変動計算書の作成目的 純資産変動計算書は、独立行政法人の財政状態と運営状況との関係を表すため、一会計期間に属する独立行政法人のすべての純資産の変動を記載しなければならない。	第47 純資産変動計算書の作成目的 純資産変動計算書は、独立行政法人の財政状態と運営状況との関係を表すため、一会計期間に属する独立行政法人の 全 すべての純資産の変動を記載しなければならない。	技術的修正を行った。
第5章 貸借対照表				
5		第54 資産の表示項目 1 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)~(4) (略) (5) たな卸資産（「第9 流動資産」(5)から(10)までに掲げる資産をいう。以下同じ。） (6)~(10) (略) 2・3 (略) 4 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)~(3) (略) (4) 長期貸付金（役員、職員及び関係法人に対する長期貸付金を除く。） (5) 役員、職員及び関係法人に対する長期貸付金 (6)~(11) (略) 5 (略)	第54 資産の表示項目 1 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)~(4) (略) (5) 棚たな 卸資産（「第9 流動資産」(5)から(10)までに掲げる資産をいう。以下同じ。） (6)~(10) (略) 2・3 (略) 4 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)~(3) (略) (4) 長期貸付金（役員、職員及び関係 会社 法人に対する長期貸付金を除く。） (5) 役員、職員及び関係 会社 法人に対する長期貸付金 (6)~(11) (略) 5 (略)	「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正及び技術的修正を行った。
5		第57 純資産の表示項目	第57 純資産の表示項目	「第27 有価証券の評価基準及

章	節	現行	改訂案	改訂理由等																																																																																																																														
		1～3 (略) 4 その他有価証券の評価差額は、利益剰余金の次に評価・換算差額等として別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目により表示しなければならない。	1～3 (略) 4 <u>関係会社株式の出資先持分額が取得原価よりも増加した場合の評価差額又は</u> その他有価証券の評価差額は、利益剰余金の次に評価・換算差額等として別に区分を設け、 <u>それぞれ関係会社株式評価差額金又は</u> その他有価証券評価差額金の科目により表示しなければならない。 <u>これらのほか、評価・換算差額等として計上することが適当であると認められるものは、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記することができる。</u>	「評価方法」における関係会社株式の評価方法及び評価差額の計上方法の見直しに伴い修正した。																																																																																																																														
5		<p>第58 貸借対照表の様式</p> <p>貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表 (平成〇〇年3月31日)</p> <p>資産の部</p> <p>I 流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金及び預金</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>受取手形</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">×××</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>売掛金</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">×××</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>たな卸資産</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>前渡金</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>前払費用</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>未収収益</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>賞与引当金見返</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>・・・</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>流動資産合計</td><td></td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> </table> <p>II 固定資産</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 投資その他の資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>関係会社株式</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>長期貸付金</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>関係法人長期貸付金</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>長期前払費用</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>未収財源措置予定額</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付引当金見返</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> </table>	現金及び預金	×××		有価証券	×××		受取手形	×××		貸倒引当金	×××	×××	売掛金	×××		貸倒引当金	×××	×××	たな卸資産	×××		前渡金	×××		前払費用	×××		未収収益	×××		賞与引当金見返	×××		・・・	×××		流動資産合計		×××	投資有価証券	×××		関係会社株式	×××		長期貸付金	×××		関係法人長期貸付金	×××		長期前払費用	×××		繰延税金資産	×××		未収財源措置予定額	×××		退職給付引当金見返	×××		<p>第58 貸借対照表の様式</p> <p>貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表 (平成〇〇年3月31日)</p> <p>資産の部</p> <p>I 流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金及び預金</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>受取手形</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">×××</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>売掛金</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">×××</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>たな卸資産</td><td></td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>前渡金</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>前払費用</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>未収収益</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>賞与引当金見返</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>・・・</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>流動資産合計</td><td></td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> </table> <p>II 固定資産</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 投資その他の資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>関係会社株式</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>長期貸付金</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>関係会社法人長期貸付金</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>長期前払費用</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>未収財源措置予定額</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付引当金見返</td><td style="text-align: right;">×××</td><td></td></tr> </table>	現金及び預金	×××		有価証券	×××		受取手形	×××		貸倒引当金	×××	×××	売掛金	×××		貸倒引当金	×××	×××	たな卸資産		×××	前渡金	×××		前払費用	×××		未収収益	×××		賞与引当金見返	×××		・・・	×××		流動資産合計		×××	投資有価証券	×××		関係会社株式	×××		長期貸付金	×××		関係 会社法人 長期貸付金	×××		長期前払費用	×××		繰延税金資産	×××		未収財源措置予定額	×××		退職給付引当金見返	×××		<p>「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正を行った。</p> <p>また、「第27 有価証券の評価基準及び評価方法」における関係会社株式の評価方法及び評価差額の計上方法の見直しに伴い修正した。</p> <p>さらに、技術的修正を行った。</p>
現金及び預金	×××																																																																																																																																	
有価証券	×××																																																																																																																																	
受取手形	×××																																																																																																																																	
貸倒引当金	×××	×××																																																																																																																																
売掛金	×××																																																																																																																																	
貸倒引当金	×××	×××																																																																																																																																
たな卸資産	×××																																																																																																																																	
前渡金	×××																																																																																																																																	
前払費用	×××																																																																																																																																	
未収収益	×××																																																																																																																																	
賞与引当金見返	×××																																																																																																																																	
・・・	×××																																																																																																																																	
流動資産合計		×××																																																																																																																																
投資有価証券	×××																																																																																																																																	
関係会社株式	×××																																																																																																																																	
長期貸付金	×××																																																																																																																																	
関係法人長期貸付金	×××																																																																																																																																	
長期前払費用	×××																																																																																																																																	
繰延税金資産	×××																																																																																																																																	
未収財源措置予定額	×××																																																																																																																																	
退職給付引当金見返	×××																																																																																																																																	
現金及び預金	×××																																																																																																																																	
有価証券	×××																																																																																																																																	
受取手形	×××																																																																																																																																	
貸倒引当金	×××	×××																																																																																																																																
売掛金	×××																																																																																																																																	
貸倒引当金	×××	×××																																																																																																																																
たな卸資産		×××																																																																																																																																
前渡金	×××																																																																																																																																	
前払費用	×××																																																																																																																																	
未収収益	×××																																																																																																																																	
賞与引当金見返	×××																																																																																																																																	
・・・	×××																																																																																																																																	
流動資産合計		×××																																																																																																																																
投資有価証券	×××																																																																																																																																	
関係会社株式	×××																																																																																																																																	
長期貸付金	×××																																																																																																																																	
関係 会社法人 長期貸付金	×××																																																																																																																																	
長期前払費用	×××																																																																																																																																	
繰延税金資産	×××																																																																																																																																	
未収財源措置予定額	×××																																																																																																																																	
退職給付引当金見返	×××																																																																																																																																	

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<p>・・・ ×××</p> <p>投資その他の資産合計 ×××</p> <p>固定資産合計 ×××</p> <p>資産合計 ×××</p> <p>負債の部 (略)</p> <p>純資産の部</p> <p>I～III (略)</p> <p>IV 評価・換算差額等</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>その他有価証券評価差額金 ×××</p> <p>・・・ ×××</p> <p>評価・換算差額等合計 ×××</p> <p>純資産合計 ×××</p> <p>負債純資産合計 ×××</p>	<p>・・・ ×××</p> <p>投資その他の資産合計 ×××</p> <p>固定資産合計 ×××</p> <p>資産合計 ×××</p> <p>負債の部 (略)</p> <p>純資産の部</p> <p>I～III (略)</p> <p>IV 評価・換算差額等</p> <p><u>関係会社株式評価差額金 ×××</u></p> <p>その他有価証券評価差額金 ×××</p> <p>・・・ ×××</p> <p>評価・換算差額等合計 ×××</p> <p>純資産合計 ×××</p> <p>負債純資産合計 ×××</p>	
第6章 行政コスト計算書				
6		<p>第6-1 行政コスト計算書の様式</p> <p>行政コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">行政コスト計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>(略)</p>	<p>第6-1 行政コスト計算書の様式</p> <p>行政コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">行政コスト計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>(略)</p>	技術的修正を行った。
6		<p>第6-2 注記事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストは、行政コストから自己収入等、法人税等及び国庫納付額を控除し、国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用を加算することにより算定される。(注4-3)</p> <p><注4-3>自己収入等、法人税等及び国庫納付額、国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用について</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行い、その計算方法を注記する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち政府出資金及び地方公共団体出資金の合計額に「第8-1 運営費交付金の会計処理」、「第8-2 施設費の会計処理」及び「第8-3 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第8-7 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」による減価償却相当累計額(目的積立金を財源として取得し</p>	<p>第6-2 注記事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストは、行政コストから自己収入等、法人税等及び国庫納付額を控除し、国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用を加算することにより算定される。(注4-3)</p> <p><注4-3>自己収入等、法人税等及び国庫納付額、国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用について</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行い、その計算方法を注記する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち政府出資金及び地方公共団体出資金の合計額に「第8-1 運営費交付金の会計処理」、「第8-2 施設費の会計処理」及び「第8-3 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、<u>次の額「第8-7 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」による減価償却相当累計額(目的積立金を財源として</u></p>	「政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用」算定の基礎となる政府出資及び地方公共団体出資等から控除する額を明確にするために修正した。

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<p>た償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。)、減損損失相当累計額及び「第9 1 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額を控除した政府出資及び地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとする。</p> <p>(3) (略) 6・7 (略)</p>	<p>取得した償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。)、減損損失相当累計額及び「第9 1 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額を控除した政府出資及び地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとする。</p> <p><u>ア 「第8 7 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」による減価償却相当累計額 (目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。)</u> 及び承継資産に係る費用相当累計額</p> <p><u>イ 減損損失相当累計額 (目的積立金を財源として生じた資本剰余金に対応する額を除く。)</u></p> <p><u>ウ 除売却差額相当累計額 (目的積立金を財源として生じた資本剰余金に対応する額を除く。)</u></p> <p>(3) (略) 6・7 (略)</p>	
第7章 損益計算書				
7		<p>第6 7 損益計算書の様式 損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">損益計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>(略)</p>	<p>第6 7 損益計算書の様式 損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">損益計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>(略)</p>	技術的修正を行った。
第8章 純資産変動計算書				
8		<p>第6 8 表示区分、分類及び表示項目 1～5 (略) 6 当期変動額の表示は、概ね貸借対照表における表示の順序によることとする。</p>	<p>第6 8 表示区分、分類及び表示項目 1～5 (略) 6 当期変動額の表示は、<u>おおむ</u>概ね貸借対照表における表示の順序によることとする。</p>	技術的修正を行った。
8		<p>第6 9 純資産変動計算書の様式 純資産変動計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">純資産変動計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p>	<p>第6 9 純資産変動計算書の様式 純資産変動計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">純資産変動計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p>	<p>「第2 7 有価証券の評価基準及び評価方法」における関係会社株式の評価方法及び評価差額の計上方法の見直しに伴い修正した。</p> <p>また、技術的修正を行った。</p>

章	節	現行	改訂案	改訂理由等																				
		<注5 1> (略)	<注5 1> (略)																					
9		<p>第7 2 キャッシュ・フロー計算書の様式</p> <p>キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">キャッシュ・フロー計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>(略)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">金銭出資の受入による収入</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間出えん金の受入による収入</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>財務活動によるキャッシュ・フロー</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> </table> <p>IV～VII (略)</p>	金銭出資の受入による収入	×××	(略)		民間出えん金の受入による収入	×××	×××	財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	<p>第7 2 キャッシュ・フロー計算書の様式</p> <p>キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">キャッシュ・フロー計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>(略)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">金銭出資の受入れによる収入</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間出えん金の受入れによる収入</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>財務活動によるキャッシュ・フロー</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> </table> <p>IV～VII (略)</p>	金銭出資の受入 れ による収入	×××	(略)		民間出えん金の受入 れ による収入	×××	×××	財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	技術的修正を行った。
金銭出資の受入による収入	×××																							
(略)																								
民間出えん金の受入による収入	×××																							
.....	×××																							
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××																							
金銭出資の受入 れ による収入	×××																							
(略)																								
民間出えん金の受入 れ による収入	×××																							
.....	×××																							
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××																							
9		<p>第7 3 注記事項</p> <p>(略)</p> <p><注5 2> 重要な非資金取引について</p> <p>キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。</p> <p>(1) 現物出資の受入による資産の取得</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>第7 3 注記事項</p> <p>(略)</p> <p><注5 2> 重要な非資金取引について</p> <p>キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。</p> <p>(1) 現物出資の受入れによる資産の取得</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	技術的修正を行った。																				
第10章 利益の処分又は損失の処理に関する書類																								
10		<p>第7 8 利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の様式</p> <p>利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">利益の処分に関する書類 (平成〇〇年〇月〇日)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">損失の処理に関する書類 (平成〇〇年〇月〇日)</p> <p>(略)</p>	<p>第7 8 利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の様式</p> <p>利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">利益の処分に関する書類 (平成〇〇年〇月〇日)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">損失の処理に関する書類 (平成〇〇年〇月〇日)</p> <p>(略)</p>	技術的修正を行った。																				
第11章 附属明細書及び注記																								
11		<p>第7 9 附属明細書</p> <p>独立行政法人は、貸借対照表、行政コスト計算書及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注5 3)</p>	<p>第7 9 附属明細書</p> <p>独立行政法人は、貸借対照表、行政コスト計算書及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注5 3)</p>	これまで連結附属明細書において開示することとしていた特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概																				

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<p>(1) (略)</p> <p>(2) たな卸資産の明細</p> <p>(3)～(15) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</p> <p><注53> 附属明細書による開示について</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 有価証券については、流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、さらに売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他有価証券に区分して記載するほか、その他の関係会社有価証券を保有する場合は当該有価証券は区分して記載しなければならない。</p> <p>4 長期貸付金については、関係法人長期貸付金とその他の貸付金に区分して記載しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 棚たな卸資産の明細</p> <p>(3)～(15) (略)</p> <p><u>(16) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等（「第106 関連公益法人等の範囲」において定める関連公益法人等をいう。以下同じ。）の情報</u></p> <p><u>(17)</u> 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</p> <p><注53> 附属明細書による開示について</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 有価証券については、流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、<u>更</u>さらに売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他有価証券に区分して記載するほか、その他の関係会社有価証券を保有する場合は当該有価証券は区分して記載しなければならない。</p> <p>4 長期貸付金については、関係会社<u>会社</u>法人長期貸付金とその他の貸付金に区分して記載しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>要、財務状況等について、連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲の見直しを踏まえ、また、連結財務諸表の作成の有無にかかわらず一律に開示することが望ましいことから、個別附属明細書において明らかにすることとした。</p> <p>また、「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正を行った。</p>
11		<p>第80 注記</p> <p>(略)</p> <p><注54> (略)</p> <p><注55> 附属明細書及び注記における開示について</p> <p>独立行政法人の財務諸表は、広く国民にとってわかりやすい形で会計情報を開示するものでなければならないが、一方で、各種専門家にとって高度な分析に耐えられるような詳細な情報が含まれていなければならない。このため、貸借対照表や損益計算書等はいたずらに複雑なものとならないように留意しつつ、詳細な情報を附属明細書及び注記によって、開示していくものとする。</p> <p><注56> 重要な会計方針等の開示について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会計方針とは、独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。</p> <p>なお、会計方針の例としては次のようなものがある。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 賞与引当金及び見積額の計上基準</p> <p>(4) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(8) 債券発行差額の償却基準</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第80 注記</p> <p>(略)</p> <p><注54> (略)</p> <p><注55> 附属明細書及び注記における開示について</p> <p>独立行政法人の財務諸表は、広く国民にとって<u>分</u>わかりやすい形で会計情報を開示するものでなければならないが、一方で、各種専門家にとって高度な分析に耐えられるような詳細な情報が含まれていなければならない。このため、貸借対照表や損益計算書等はいたずらに複雑なものとならないように留意しつつ、詳細な情報を附属明細書及び注記によって、開示していくものとする。</p> <p><注56> 重要な会計方針等の開示について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会計方針とは、独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。</p> <p><u>な</u>なお、会計方針の例としては次のようなものがある。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 賞与引当金<u>及び見積額</u>の計上基準</p> <p>(4) 退職給付に係る引当金<u>及び見積額</u>の計上基準</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 棚たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(8) 債券発行差額の償却<u>方法</u>基準</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>技術的修正を行った。</p>

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<注57>～<注59> (略)	<注57>～<注59> (略)	
第12章 独立行政法人固有の会計処理				
12		<p>第81 運営費交付金の会計処理</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、</p> <p>ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替える。</p> <p>イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められるたな卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である資産見返運営費交付金に振り替える。資産見返運営費交付金は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替える。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p><注60>収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係の明確化について</p> <p>「収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする」とは、法人の長が事業年度開始時点において、収益化単位の業務及び管理部門の活動に対応する運営費交付金の配分額を示すことをいう。</p> <p>法人の長が収益化単位の業務に対応する運営費交付金の配分額を示すにあたっては、業務費のうち、収益化単位の業務に横断的、共通的に発生する費用（人件費や修繕費等）については、原則として一定の基準を用いて各収益化単位の業務に配分する必要がある。</p> <p><注61> 運営費交付金の会計処理について</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>第81 運営費交付金の会計処理</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、</p> <p>ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替える。</p> <p>イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められるたな卸卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である資産見返運営費交付金に振り替える。資産見返運営費交付金は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、たな卸卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替える。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p><注60>収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係の明確化について</p> <p>「収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする」とは、法人の長が事業年度開始時点において、収益化単位の業務及び管理部門の活動に対応する運営費交付金の配分額を示すことをいう。</p> <p>法人の長が収益化単位の業務に対応する運営費交付金の配分額を示すにあ当たっては、業務費のうち、収益化単位の業務に横断的、共通的に発生する費用（人件費や修繕費等）については、原則として一定の基準を用いて各収益化単位の業務に配分する必要がある。</p> <p><注61> 運営費交付金の会計処理について</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てん填てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。</p> <p>6～9 (略)</p>	技術的修正を行った。
12		<p>第83 補助金等の会計処理</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処</p>	<p>第83 補助金等の会計処理</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処</p>	技術的修正を行った。

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<p>理するものとする。(注6 3)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該資産が償却資産若しくは重要性が認められるたな卸資産(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。)であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。</p> <p>(3) (略)</p> <p><注6 3> 補助金等の会計処理について</p> <p>1 補助金等が既に行われた業務の財源を補てんするために精算交付された場合においては、補助金等の交付を受けたときに収益計上するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>理するものとする。(注6 3)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該資産が償却資産若しくは重要性が認められるたな卸卸資産(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。)であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、たな卸卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。</p> <p>(3) (略)</p> <p><注6 3> 補助金等の会計処理について</p> <p>1 補助金等が既に行われた業務の財源を補てんてんするために精算交付された場合においては、補助金等の交付を受けたときに収益計上するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	
1 2		<p>第8 4 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理 (略)</p> <p><注6 4> 財源措置予定額収益の計上が認められる場合について</p> <p>1 財源措置予定額収益の計上が認められるのは、例えば、事後に財源措置が行われることが法令の規定により定められている場合や、独立行政法人が行う資金の貸付けに係る貸倒損失のうち独立行政法人の責任の範囲外の部分の補てん等、運営費交付金等による事前の財源措置を困難とする合理的な理由がある場合に限られる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第8 4 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理 (略)</p> <p><注6 4> 財源措置予定額収益の計上が認められる場合について</p> <p>1 財源措置予定額収益の計上が認められるのは、例えば、事後に財源措置が行われることが法令の規定により定められている場合や、独立行政法人が行う資金の貸付けに係る貸倒損失のうち独立行政法人の責任の範囲外の部分の補てんてん等、運営費交付金等による事前の財源措置を困難とする合理的な理由がある場合に限られる。</p> <p>2 (略)</p>	技術的修正を行った。
		<p>第8 5 寄附金の会計処理</p> <p>1 (略)</p> <p>2 上記1(2)の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を預り寄附金から資本剰余金に振り替える。</p> <p>(2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を預り寄附金から別の負債項目である資産見返寄附金に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返寄附金戻入として収益に振り替える。(注6 6)</p> <p>3 上記1の(1)又は(2)のいずれにも該当しない寄附金については、当該寄附金に相当する額を受領した期の収益として計上する。</p>	<p>第8 5 寄附金の会計処理</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項前項1(2)の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を預り寄附金から資本剰余金に振り替える。</p> <p>(2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を預り寄附金から別の負債項目である資産見返寄附金に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返寄附金戻入として収益に振り替える。(注6 6)</p> <p>3 第1項第1項の(1)又は(2)のいずれにも該当しない寄附金については、当該寄附金に相当する額を受領した期の収益として計上する。</p>	技術的修正を行った。
1 2		<p>第8 7 特定の資産に係る費用相当額の会計処理 (略)</p>	<p>第8 7 特定の資産に係る費用相当額の会計処理 (略)</p>	技術的修正を行った。

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<p><注68> 減価償却及び承継資産に係る費用相当額の会計処理について</p> <p>1 独立行政法人が固定資産を取得するに当たっては、国は、国有財産の現物出資あるいは施設費の交付等を行うことができるものとされている。また、独立行政法人が承継資産を取得する場合には、個別法の権利義務承継の根拠規定に基づくこととなる。ところで、業務運営の財源を運営費交付金に依存することになる独立行政法人においては、償却資産の減価部分及び承継資産に係る費用相当部分については通常は運営費交付金の算定対象とはならず、また、運営費交付金に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。更に資産の更新に当たっては、出資者たる国により改めて必要な措置が講じられることになるものと想定される。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><注68> 減価償却及び承継資産に係る費用相当額の会計処理について</p> <p>1 独立行政法人が固定資産を取得するに当たっては、国は、国有財産の現物出資あるいは施設費の交付等を行うことができるものとされている。また、独立行政法人が承継資産を取得する場合には、個別法の権利義務承継の根拠規定に基づくこととなる。ところで、業務運営の財源を運営費交付金に依存することになる独立行政法人においては、償却資産の減価部分及び承継資産に係る費用相当部分については通常は運営費交付金の算定対象とはならず、また、運営費交付金に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。<u>さらに、</u>資産の更新に当たっては、出資者たる国により改めて必要な措置が講じられることになるものと想定される。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	
12		<p>第88 賞与引当金に係る会計処理</p> <p>賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等又は年度計画で明らかにされている場合には、「第17 引当金」2に基づき賞与引当金見返を計上するとともに、賞与引当金見返に係る収益を計上するものとする。</p>	<p>第88 賞与引当金に係る会計処理</p> <p>賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等又は年度計画で明らかにされている場合には、「第17 引当金」<u>第2項</u>に基づき賞与引当金見返を計上するとともに、賞与引当金見返に係る収益を計上するものとする。</p>	技術的修正を行った。
12		<p>第89 退職給付に係る会計処理</p> <p>1 退職給付債務について、次の要件に該当する場合には「第17 引当金」2に基づき退職給付引当金見返を計上するとともに、退職給付引当金見返に係る収益を計上するものとする。</p> <p>(1) 退職一時金（役員及び職員の退職時に支払われる退職手当をいう。）については、退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合</p> <p>(2) 年金債務のうち確定給付企業年金等に係る債務については、確定給付企業年金等に係る掛金に充てるべき財源措置が運営費交付金によって行われること、及び確定給付企業年金等に係る積立金に積立不足がある場合には、当該積立不足額の解消のために必要となる財源措置が運営費交付金によって行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合</p> <p>(3) 年金債務のうち退職共済年金等に係る整理資源及び恩給負担金については、整理資源及び恩給負担金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合</p> <p>2 上記1の見積額のうち、退職一時金に係る退職給付債務の見積額の計算に当たっては、「第38 退職給付引当金の計上方法」8にかかわらず退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。</p>	<p>第89 退職給付に係る会計処理</p> <p>1 退職給付債務について、次の要件に該当する場合には「第17 引当金」<u>第2項</u>に基づき退職給付引当金見返を計上するとともに、退職給付引当金見返に係る収益を計上するものとする。</p> <p>(1) 退職一時金（役員及び職員の退職時に支払われる退職手当をいう。）については、退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合</p> <p>(2) 年金債務のうち確定給付企業年金等に係る債務については、確定給付企業年金等に係る掛金に充てるべき財源措置が運営費交付金によって行われること、及び確定給付企業年金等に係る積立金に積立不足がある場合には、当該積立不足額の解消のために必要となる財源措置が運営費交付金によって行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合</p> <p>(3) 年金債務のうち退職共済年金等に係る整理資源及び恩給負担金については、整理資源及び恩給負担金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合</p> <p>2 <u>前項(1)上記1の見積額のうち、退職一時金に係る退職給付債務の見積額</u>の計算に当たっては、「第38 退職給付引当金の計上方法」<u>第8項</u>にかかわらず退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。</p>	<p>第2項の「見積額」は平成30年9月の改訂により注記されないこととなったためこれを削除した。</p> <p>また、第2項は「退職給付引当金見返」及び「退職給付引当金見返に係る収益」の計上のうち、退職一時金に係る規定であることから、第1項のうち(1)の計算のみを指すことを明確にした。</p> <p>さらに、技術的修正を行った。</p>
第13章 区分経理の会計処理				
13		<p>第100 区分経理に係る会計処理の原則</p> <p>1 (略)</p>	<p>第100 区分経理に係る会計処理の原則</p> <p>1 (略)</p>	技術的修正を行った。

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		2 同一環境下で行なわれた同一の性質の取引等に係る会計処理の原則及び手続きは、原則として独立行政法人単位で統一するものとし、合理的な理由がない限り勘定ごとに異なる会計処理の原則及び手続きを適用することは認められない。	2 同一環境下で行なわれた同一の性質の取引等に係る会計処理の原則及び手続きは、原則として独立行政法人単位で統一するものとし、合理的な理由がない限り勘定ごとに異なる会計処理の原則及び手続きを適用することは認められない。	
13		第101 法人単位財務諸表の体系及び様式 (略) ＜注78＞ 法人単位財務諸表の体系について 法律の規定により、区分して経理することが要請されている独立行政法人においては、勘定ごとに利益の処分又は損失の処理を行う必要があり、法人単位損益計算書に表示される当期総利益をもとにした利益の処分又は損失の処理は予定されていない。このため、法人単位財務諸表には、利益の処分又は損失の処理に関する書類は含めないものとする。	第101 法人単位財務諸表の体系及び様式 (略) ＜注78＞ 法人単位財務諸表の体系について 法律の規定により、区分して経理することが要請されている独立行政法人においては、勘定ごとに利益の処分又は損失の処理を行う必要があり、法人単位損益計算書に表示される当期総利益を 基もと にした利益の処分又は損失の処理は予定されていない。このため、法人単位財務諸表には、利益の処分又は損失の処理に関する書類は含めないものとする。	技術的修正を行った。
13		第102 法人単位財務諸表作成の基準 法人単位財務諸表は、全ての勘定別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。 (1) (略) (2) 勘定相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、その全額を消去しなければならない。ただし、譲渡した勘定の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分は消去しないものとする。 (3) (略)	第102 法人単位財務諸表作成の基準 法人単位財務諸表は、全ての勘定別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。 (1) (略) (2) 勘定相互間の取引によって取得した 棚たな 卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、その全額を消去しなければならない。ただし、譲渡した勘定の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分は消去しないものとする。 (3) (略)	技術的修正を行った。
第14章 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の情報				
14		<u>(新設)</u> ※参考 第130 連結財務諸表の附属明細書 独立行政法人は、連結貸借対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。なお、附属明細書は、「第79 附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。 (1) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要 ア 名称、業務の概要、独立行政法人との関係及び役員の氏名(独立行政法人(独立行政法人設立に際し、権利義務を承継した特殊法人等を含む。以下同じ。)の役職員経験者については、独立行政法人での最終職名を含む。) イ 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等と独立行政法人の取引の関連図 (2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況 ア 特定関連会社及び関連会社の当該事業年度の、資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額 イ 関連公益法人等の当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正	<u>第105 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の情報開示</u> <u>特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等については、次の事項を附属明細書において明らかにしなければならない。(注82)</u> <u>(1) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要</u> <u>ア 名称、業務の概要及び独立行政法人との関係</u> <u>イ 役員の氏名(独立行政法人の役職員経験者については、独立行政法人での最終職名を含む。なお、ここでいう独立行政法人には、独立行政法人の設立等に際し、特殊法人等からその権利義務を承継した場合の当該特殊法人等を含む。)</u> <u>ウ 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等と独立行政法人の取引の関連図</u> <u>(2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況</u> <u>ア 特定関連会社及び関連会社の当該事業年度の、資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額</u> <u>イ 関連公益法人等の当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正</u>	これまで連結附属明細書において開示することとしていた特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要、財務状況等について、連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲の見直しを踏まえ、また、連結財務諸表の作成の有無にかかわらず開示することが望ましいことから、個別附属明細書において明らかにすることとし、「第14章 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の情報」を新設した。

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<p>味財産期首残高及び正味財産期末残高（一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内訳で受取補助金等（国、独立行政法人、特殊法人及び地方公共団体の補助金等）とその他の収益の金額を記載する。）並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額</p> <p>(3) 特定関連会社及び関連会社株式並びに関連公益法人等の基本財産等の状況</p> <p>ア 独立行政法人が保有する特定関連会社及び関連会社の株式について、所有株式数、取得価額及び貸借対照表計上額(前事業年度末からの増加額及び減少額を含む。)</p> <p>イ 関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細並びに関連公益法人の運営費、事業費等に充てるため当該事業年度において負担した会費、負担金等の明細</p> <p>(4) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等との取引の状況</p> <p>ア 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等に対する債権債務の明細</p> <p>イ 独立行政法人が行っている関連会社及び関連公益法人等に対する債務保証の明細</p> <p>ウ 特定関連会社及び関連会社の総売上高並びに関連公益法人等の事業収入の金額とこれらのうち独立行政法人の発注等に係る金額及びその割合（内訳で、競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額及び割合を記載する。ただし、内訳には、予定価格が国の基準（予算決算及び会計令（昭和22年勅第165号）第99条に定める基準）を超えないものは含めない。）</p> <p>第128 関連公益法人等の情報開示</p> <p>関連公益法人等については、独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第7節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。(注91)</p> <p><注91> 関連公益法人等について</p> <p>独立行政法人と関連公益法人等との間には資本関係が存在しないが、独立行政法人を通じて公的な資金が供給されている場合も多いことから、公的な会計主体である独立行政法人は関連公益法人等との関係を開示し説明する責任を有している。</p>	<p><u>味財産期首残高及び正味財産期末残高（一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内訳で受取補助金等（国、独立行政法人、特殊法人及び地方公共団体の補助金等）とその他の収益の金額を記載する。）並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額</u></p> <p><u>(3) 特定関連会社及び関連会社株式並びに関連公益法人等の基本財産等の状況</u></p> <p><u>ア 独立行政法人が保有する特定関連会社及び関連会社の株式について、所有株式数、取得価額及び貸借対照表計上額（前事業年度末からの増加額及び減少額を含む。）</u></p> <p><u>イ 関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細並びに関連公益法人等の運営費、事業費等に充てるため当該事業年度において負担した会費、負担金等の明細</u></p> <p><u>(4) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等との取引の状況</u></p> <p><u>ア 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等に対する債権債務の明細</u></p> <p><u>イ 独立行政法人が行っている特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等に対する債務保証の明細</u></p> <p><u>ウ 特定関連会社及び関連会社の総売上高並びに関連公益法人等の事業収入の金額とこれらのうち独立行政法人の発注等に係る金額及びその割合（内訳で、競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額及び割合を記載する。ただし、内訳には、予定価格が国の基準（予算決算及び会計令（昭和22年勅第165号）第99条に定める基準）を超えないものは含めない。）</u></p> <p><u><注82> 関連公益法人等について</u></p> <p><u>独立行政法人と関連公益法人等との間には資本関係が存在しないが、独立行政法人を通じて公的な資金が供給されている場合も多いことから、公的な会計主体である独立行政法人は関連公益法人等との関係を開示し説明する責任を有している。</u></p>	
14		<p><u>(新設)</u></p> <p>※参考</p> <p>第129 関連公益法人等の範囲</p> <p>1 関連公益法人等とは、独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務</p>	<p><u>第106 関連公益法人等の範囲</u></p> <p><u>1 関連公益法人等とは、独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務</u></p>	<p>これまで連結附属明細書において開示することとしていた特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要、財務状況等について、連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲の見直しを踏まえ、また、連結財務諸表の</p>

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<p>情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注9 2)</p> <p>2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。</p> <p>(1) 理事等のうち、独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等</p> <p>(2) 事業収入に占める独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等</p> <p>(3) 基本財産の五分の一以上を独立行政法人が出えんしている一般財団法人、公益財団法人</p> <p>(4) 会費、寄附等の負担額の五分の一以上を独立行政法人が負担している公益法人等</p> <p>3 関連公益法人等の特定関連会社又は関連会社である会社は関連公益法人等とみなすものとする。</p> <p>4 独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、上記2(2)に該当することとなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当しないものとすることができる。</p> <p><注9 2> 公益法人等の範囲について 公益法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる。</p>	<p><u>情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注8 3)</u></p> <p><u>2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 理事等のうち、独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等</u></p> <p><u>(2) 事業収入に占める独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等</u></p> <p><u>(3) 基本財産の五分の一以上を独立行政法人が出えんしている一般財団法人、公益財団法人</u></p> <p><u>(4) 会費、寄附等の負担額の五分の一以上を独立行政法人が負担している公益法人等</u></p> <p><u>3 独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、前項(2)に該当することとなるが、前項の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当しないものとすることができる。</u></p> <p><u><注8 3> 公益法人等の範囲について</u> <u>公益法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる。</u></p>	<p>作成の有無にかかわらず開示することが望ましいことから、個別附属明細書において明らかにすることとし、「第14章 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の情報」を新設した。</p> <p>このため、関連公益法人等の範囲についても第14章にまとめて整理した。</p> <p>なお、現在の第129第3項については、「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえ、削除することとした。</p>
第15-4章 連結財務諸表				
15	1	<p>第1節 連結財務諸表の作成目的及び一般原則</p> <p>第105 連結財務諸表の作成目的</p> <p>連結財務諸表は、独立行政法人とその出資先の会社等（以下「関係法人」という。）を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、独立行政法人が関係法人集団（独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注8 2)</p> <p><注8 2> 連結財務諸表の作成目的及び性格について</p> <p>1 独立行政法人が行う出資等は、法人の設立目的を達成するために業務として行われるものであり、独立行政法人と関係法人の間に必ずしも支配従属関係が認められるわけではないが、独立行政法人と関係法人を公的な資金が供給されている一つの会計主体とみなして、公的な主体としての説明責任を果たす観点から、連結財務諸表の作成、開示を行うものである。</p>	<p>第1節 連結財務諸表の作成目的及び一般原則</p> <p>第107-5 連結財務諸表の作成目的</p> <p>連結財務諸表は、独立行政法人とその<u>特定関連会社からなる集団出資先の会社等</u>（以下「<u>関係法人集団</u>」という。）を<u>独立行政法人の業務を一体と行う公的な資金が供給されている</u>一つの会計主体として捉え、独立行政法人が<u>関係法人集団</u>（独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注8 4-2)</p> <p><注8 4-2> 連結財務諸表の作成目的及び性格について</p> <p>1 独立行政法人が行う出資等は、法人の設立目的を達成するために業務として行われるものであり、独立行政法人と関係法人の間に必ずしも支配従属関係が認められるわけではないが、独立行政法人は<u>と関係法人を公的な資金が供給されている一つの会計主体とみなして、</u>独立行政法人の業務を一体と行う出資先を<u>含めた</u>公的な主体としての説明責任を果たす観点から、連結財務諸表の作成、開</p>	<p>独立行政法人における連結財務諸表の活用状況及び出資の状況等を踏まえ、また、独立行政法人による実質的な支配が議決権比率等のみでは判断できないことも考慮し、連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲について、国際公会計基準も参考に見直すこととした。</p>

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<p>2 このような観点から作成される連結財務諸表は、公的な資金がどのように使用されているかを示すことを主たる目的としており、独立行政法人の評価は、個別財務諸表により行われる必要がある。</p> <p>3 関係法人には、独立行政法人が出資を行っている民間企業のほか、法人と一定の関係を有する公益法人等が含まれる。</p>	<p>示を行うものである。</p> <p>2 このような観点から作成される連結財務諸表は、公的な資金がどのように使用されているかについてを「<u>第109 連結の範囲</u>」第2項に定める業務一体性に基つき総合的に報告する示すことを主たる目的としており、独立行政法人の評価は、個別財務諸表により行われている必要がある。</p> <p><u>(削除)</u></p>	
15	1	<p>第106 連結財務諸表一般原則</p> <p>1 連結財務諸表は、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関して真実な報告を提供するものでなければならない。</p> <p>2 連結財務諸表は、関係法人集団に属する独立行政法人及び関係法人が準拠すべき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された個別財務諸表を基礎として作成されなければならない。</p> <p>3 独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、国民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注83)</p> <p>4 連結財務諸表作成のために採用した基準及び手続は、每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。</p> <p><注83> 重要性の原則の適用について</p> <p>1 連結財務諸表を作成するに当たっては、国民その他の利害関係者の関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにするため、金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な会計処理及び表示を行わなければならない。</p> <p>2 なお、連結財務諸表は、関係法人集団の財政状態及び運営状況を国民その他の利害関係者に総合的に報告するために作成するものであることから、その判断を誤らせない限り、連結の範囲、特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合の仮決算の手続、連結のための個別財務諸表の修正、特定関連会社の資産及び負債の評価、未実現利益の消去、連結財務諸表の表示等に関して重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも認められる。</p>	<p>第108-6 連結財務諸表一般原則</p> <p>1 連結財務諸表は、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関して真実な報告を提供するものでなければならない。</p> <p>2 連結財務諸表は、関係法人集団に属する独立行政法人及び<u>特定関連会社関係法人</u>が準拠すべき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された個別財務諸表を基礎として作成されなければならない。</p> <p>3 独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、国民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注85-3)</p> <p>4 連結財務諸表作成のために採用した基準及び手続は、每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。</p> <p><注85-3> 重要性の原則の適用について</p> <p>1 連結財務諸表を作成するに当たっては、国民その他の利害関係者の関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにするため、金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な会計処理及び表示を行わなければならない。</p> <p>2 なお、連結財務諸表は、関係法人集団の財政状態及び運営状況を国民その他の利害関係者に総合的に報告するために作成するものであることから、その判断を誤らせない限り、連結の範囲、特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合の仮決算の手続、連結のための個別財務諸表の修正、特定関連会社の資産及び負債の評価、未実現利益の消去、連結財務諸表の表示等に関して重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも認められる。</p>	<p>「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正を行った。</p>
15	1	<p>第107 連結の範囲</p> <p>1 独立行政法人は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注84)</p>	<p>第109-7 連結の範囲</p> <p>1 独立行政法人は、原則として<u>全すべて</u>の特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注86-4)</p> <p>2 特定関連会社とは、<u>財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を独立行政法人に支配されており、かつ、当該独立行政法人と業務一体性（独立行政法人との業務委託契約、協定又はこれに類するものに基づき当該独立行政法人の個別法に規定されている業務を実施していることをいう。以下同じ。）を有する会社をいう。</u></p>	<p>連結の範囲については、現行の特定関連会社の判断基準である議決権比率等に加え、独立行政法人の個別法に規定されている業務を実施しているかどうかという、業務一体性の観点も踏まえたものに見直すこととした。</p> <p>その他、「第107 連結財務諸表</p>

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<p>2 特定関連会社とは、独立行政法人が政策目的のため法令等で定められた業務として出資する会社であって、次のいずれかに該当する場合には、当該会社は特定関連会社に該当するものとする。</p> <p>(1) 会社の議決権の過半数を所有しているという事実が認められる場合</p> <p>(2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の五十以下であっても、高い比率の議決権を保有している場合であって、次のような事実が認められる場合</p> <p>ア 議決権を行使しない株主が存在することにより、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合</p> <p>イ 役員、関連会社等の協力的な株主の存在により、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合</p> <p>ウ 役員若しくは職員である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過半数を継続的に占めている場合</p> <p>エ 重要な財務及び営業の方針決定に関し独立行政法人の承認を要する契約等が存在する場合</p> <p>3 独立行政法人及び特定関連会社が、他の会社に出資又は投資を行い、多大な影響力を与えていると認められる場合における当該他の会社も、また、特定関連会社とみなすものとする。</p> <p>4 独立行政法人が、会社の議決権の過半数を所有する場合であっても、当該議決権が、独立行政法人（独立行政法人の設立等に際し、その権利義務を承継した特殊法人等を含む。）の出資によるものでなく、かつ、特定の債務の償還財源に充てるため計画的に売却することが明らかである場合には、当該会社は連結の範囲に含めないものとする。</p> <p><注8 4> 連結の範囲からの除外について</p> <p>特定関連会社であって、その資産、収益等を考慮して、連結の範囲から除いても関係法人集団の財政状態、運営状況及び公的資金の使用状況等に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものは、連結の範囲に含めないことができる。</p>	<p>3 独立行政法人が政策目的のため法令等で定められた業務として出資する会社であって、次のいずれかに該当する場合には、当該会社は意思決定機関を独立行政法人に支配されている特定関連会社に該当するものとする。</p> <p>(1) 会社の議決権の過半数を所有しているという事実が認められる場合</p> <p>(2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の五十以下であっても、高い比率の議決権を保有している場合であって、次のような事実が認められる場合</p> <p>ア 議決権を行使しない株主が存在することにより、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合</p> <p>イ 役員、関連会社等の協力的な株主の存在により、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合</p> <p>ウ 役員若しくは職員である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過半数を継続的に占めている場合</p> <p>エ 重要な財務及び営業の方針決定に関し独立行政法人の承認を要する契約等が存在する場合</p> <p>4-3 独立行政法人及び意思決定機関を独立行政法人に支配されている特定関連会社が、単独で又は当該独立行政法人と共同で他の会社の意思決定機関を支配している場合には、当該他の会社は意思決定機関を独立行政法人に支配されているものに出資又は投資を行い、多大な影響力を与えていると認められる場合における当該他の会社も、また、特定関連会社とみなすものとする。</p> <p>5-4 独立行政法人が、会社の議決権の過半数を所有する場合であっても、当該議決権が、独立行政法人（独立行政法人の設立等に際し、特殊法人等からその権利義務を承継した場合の当該特殊法人等を含む。）の出資によるものでなく、かつ、特定の債務の償還財源に充てるため計画的に売却することが明らかである場合には、業務一体性の有無にかかわらず、当該会社は連結の範囲に含めないものとする。</p> <p><注8 6-4> 連結の範囲からの除外について</p> <p>特定関連会社であって、その資産、収益等を考慮して、連結の範囲から除いても関係法人集団の財政状態、運営状況及び公的資金の使用状況等に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものは、連結の範囲に含めないことができる。</p>	<p>の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正を行った。</p> <p>なお、重要性の判断に当たっては、業務一体性に基づく観点についても考慮する必要がある。</p>
15	1	<p>第108 連結決算日</p> <p>1 連結財務諸表の作成に関する期間は一年とし、独立行政法人の会計期間に基づき、毎年三月三十一日をもって連結決算日とする。</p> <p>2 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注8 5)</p> <p><注8 5> 決算日に差異がある場合の取扱いについて</p>	<p>第1 10-8 連結決算日</p> <p>1 連結財務諸表の作成に関する期間は一年とし、独立行政法人の会計期間に基づき、毎年三月三十一日をもって連結決算日とする。</p> <p>2 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注8 7-5)</p> <p><注8 7-5> 決算日に差異がある場合の取扱いについて</p>	<p>技術的修正を行った。</p>

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		決算日の差異が三か月を超えない場合には、特定関連会社の正規の決算を基礎として、連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、決算日が異なることから生ずる独立行政法人及び連結される特定関連会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行うものとする。	決算日の差異が三か月を超えない場合には、特定関連会社の正規の決算を基礎として、連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、決算日が異なることから生ずる独立行政法人及び連結される特定関連会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行うものとする。	
15	1	<p>第109 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第12章 独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。 (注86)</p> <p>2 会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び関係会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。</p> <p><注86> 会計処理の統一について</p> <p>1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。</p> <p>2 関係会社に対する独立行政法人の出資が、当該関係会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該関係会社が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該関係会社の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。</p>	<p>第1 11-0-9 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第12章 独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。 (注8 8-6)</p> <p>2 会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び関係会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。</p> <p><注8 8-6> 会計処理の統一について</p> <p>1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。</p> <p>2 関係会社に対する独立行政法人の出資が、当該関係会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該関係会社が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該関係会社の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。</p>	「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正を行った。
15	1	<p>第110 連結財務諸表の体系</p> <p>独立行政法人の連結財務諸表は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 連結貸借対照表</p> <p>(2) 連結損益計算書</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>(4) 連結剰余金計算書</p> <p>(5) 連結附属明細書</p>	<p>第11 2-9 連結財務諸表の体系</p> <p>独立行政法人の連結財務諸表は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 連結貸借対照表</p> <p>(2) 連結損益計算書</p> <p>(3) 連結純資産変動計算書</p> <p>(4) 連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>(4) (削除)</p> <p>(5) 連結附属明細書</p>	平成30年9月3日に改訂した個別財務諸表の体系を踏まえた改訂を行うこととした。
15	1	<p>第111 区分経理が要請される独立行政法人の連結財務諸表</p> <p>1 法律の規定により、区分して経理することが要請されている独立行政法人にあっては、勘定別に連結財務諸表を作成し、勘定別の連結財務諸表を合算して法人単位の連結財務諸表を作成するものとする。</p> <p>2 法人単位の連結財務諸表の作成については、「第102 法人単位財務諸表作成の基</p>	<p>第11 3-1 区分経理が要請される独立行政法人の連結財務諸表</p> <p>1 法律の規定により、区分して経理することが要請されている独立行政法人にあっては、勘定別に連結財務諸表を作成し、勘定別の連結財務諸表を合算して法人単位の連結財務諸表を作成するものとする。</p> <p>2 法人単位の連結財務諸表の作成については、「第102 法人単位財務諸表作成の基</p>	技術的修正を行った。

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<p>準」に準ずるほか、次によるものとする。</p> <p>(1) 特定関連会社に対する出資を行っている勘定以外の勘定と当該特定関連会社相互間（以下この項において「連結勘定相互間」という。）の債権と債務は相殺消去の処理を行う。</p> <p>(2) 連結勘定相互間の損益取引に係る、費用と収益は相殺消去の処理を行う。</p> <p>(3) 連結勘定相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、譲渡した勘定の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分を除き、その全額を消去する。</p>	<p>準」に準ずるほか、次によるものとする。</p> <p>(1) 特定関連会社に対する出資を行っている勘定以外の勘定と当該特定関連会社相互間（以下この項において「連結勘定相互間」という。）の債権と債務は相殺消去の処理を行う。</p> <p>(2) 連結勘定相互間の損益取引に係る、費用と収益は相殺消去の処理を行う。</p> <p>(3) 連結勘定相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、譲渡した勘定の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分を除き、その全額を消去する。</p>	
15	2	<p>第2節 連結貸借対照表の作成基準</p> <p>第112 連結貸借対照表作成の基本原則</p> <p>連結貸借対照表は、独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び純資産の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価並びに連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。）に対する出資とこれに対応する当該連結法人の資本との相殺消去その他必要とされる独立行政法人及び連結法人相互間の項目を消去して作成する。</p>	<p>第2節 連結貸借対照表の作成基準</p> <p>第11 4-2 連結貸借対照表作成の基本原則</p> <p>連結貸借対照表は、独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び純資産の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価並びに連結法人（独立行政法人、連結される特定関連会社それぞれをいう。以下同じ。）連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。）に対する出資とこれに対応する当該連結法人の資本との相殺消去その他必要とされる独立行政法人及び連結法人相互間の出資等と資本及び債権と債務の相殺消去等の処理を行って項目を消去して作成する。</p>	<p>連結法人の定義を明確にするための所要の修正を行った。</p>
15	2	<p>第113 特定関連会社の資産及び負債の評価</p> <p>1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。（注87）</p> <p>2 特定関連会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額は、特定関連会社の純資産とする。</p> <p><注87> 特定関連会社に該当することとなった日が、特定関連会社の決算日以外の日である場合の取扱いについて</p> <p>特定関連会社に該当することとなった日が特定関連会社の決算日以外の日であるときは、当該日の前後いずれか近い決算日において特定関連会社に該当することとなったものとみなして処理することができる。</p>	<p>第11 5-3 特定関連会社の資産及び負債の評価</p> <p>1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債の全すべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。（注8 9-7）</p> <p>2 特定関連会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額は、特定関連会社の純資産とする。</p> <p><注8 9-7> 特定関連会社に該当することとなった日が、特定関連会社の決算日以外の日である場合の取扱いについて</p> <p>特定関連会社に該当することとなった日が特定関連会社の決算日以外の日であるときは、当該日の前後いずれか近い決算日において特定関連会社に該当することとなったものとみなして処理することができる。</p>	<p>技術的修正を行った。</p>
15	2	<p>第114 出資と資本の相殺消去</p> <p>1 独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本は、相殺消去しなければならない。</p> <p>2 独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本との相殺消去に当たり、差額が生ずる場合には、当該差額は発生した事業年度の損益として処理しなければならない。</p> <p>3 特定関連会社相互間の投資とこれに対応する資本とは、独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本との相殺消去に準じて相殺消去しなければならない。</p>	<p>第11 6-4 出資と資本の相殺消去</p> <p>1 独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本は、相殺消去しなければならない。</p> <p>2 独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本との相殺消去に当たり、差額が生ずる場合には、当該差額は発生した事業年度の損益として処理しなければならない。</p> <p>3 特定関連会社相互間の投資とこれに対応する資本とは、独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本との相殺消去に準じて相殺消去しなければならない。</p>	<p>技術的修正を行った。</p>

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
15	2	<p>第115 少数株主持分</p> <p>1 特定関連会社の純資産のうち独立行政法人に帰属しない部分は、少数株主持分とする。</p> <p>2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が、当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注88)</p> <p><注88> 特定関連会社の欠損が当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられるべき額を超える場合の処理について</p> <p>1 例えば、特定関連会社に対する独立行政法人の出資が、当該特定関連会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合等であって、特定関連会社の欠損金について独立行政法人と当該他の民間会社が出資割合に応じて負担することが合理的な場合には、次のように処理することが考えられる。</p> <p>(1) 独立行政法人が当該特定関連会社の債務保証を行っている等、契約等による義務を負っている場合には、特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主の負担すべき額を超える額（以下「少数株主持分超過欠損額」という。）のうち、独立行政法人が負担すべき義務の金額の範囲内で独立行政法人の持分に負担させる。</p> <p>(2) 独立行政法人が契約等による義務を負っていない場合の少数株主持分超過欠損額及び少数株主持分超過欠損額が契約等により独立行政法人が負担すべき義務の金額を超える場合の当該超過欠損額は、少数株主持分に割り当てるものとする。</p> <p>2 上記1(1)の場合において、その後特定関連会社に利益が計上されたときは、独立行政法人が負担した欠損が回収されるまで、その利益の金額を独立行政法人の持分に加算するものとする。</p>	<p>第11 7-5 非支配少数株主持分</p> <p>1 特定関連会社の純資産のうち独立行政法人に帰属しない部分は、非支配少数株主持分とする。</p> <p>2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る非支配少数株主持分に割り当てられる額が、当該非支配少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注90-8-8)</p> <p><注90-8-8> 特定関連会社の欠損が当該特定関連会社に係る非支配少数株主持分に割り当てられるべき額を超える場合の処理について</p> <p>1 例えば、特定関連会社に対する独立行政法人の出資が、当該特定関連会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合等であって、特定関連会社の欠損金について独立行政法人と当該他の民間会社が出資割合に応じて負担することが合理的な場合には、次のように処理することが考えられる。</p> <p>(1) 独立行政法人が当該特定関連会社の債務保証を行っている等、契約等による義務を負っている場合には、特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る非支配少数株主の負担すべき額を超える額（以下「非支配少数株主持分超過欠損額」という。）のうち、独立行政法人が負担すべき義務の金額の範囲内で独立行政法人の持分に負担させる。</p> <p>(2) 独立行政法人が契約等による義務を負っていない場合の非支配少数株主持分超過欠損額及び非支配少数株主持分超過欠損額が契約等により独立行政法人が負担すべき義務の金額を超える場合の当該超過欠損額は、非支配少数株主持分に割り当てるものとする。</p> <p>2 前項上記1(1)の場合において、その後特定関連会社に利益が計上されたときは、独立行政法人が負担した欠損が回収されるまで、その利益の金額を独立行政法人の持分に加算するものとする。</p>	<p>企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（最終改正平成25年9月13日企業会計基準委員会）を踏まえて修正した。</p> <p>また、技術的修正を行った。</p>
15	2	<p>第116 債権と債務の相殺消去</p> <p>1 連結法人相互間の債権と債務とは、相殺消去しなければならない。</p> <p>2 連結法人相互間での債務保証に関し計上されている保証債務損失引当金は、その全額を消去しなければならない。また、民間企業等に対して信用の供与を行うことを主たる業務としている独立行政法人においては、特定関連会社に対する債務保証に関し計上されている保証債務と保証債務見返とは相殺消去しなければならない。</p>	<p>第11 8-6 債権と債務の相殺消去</p> <p>1 連結法人相互間の債権と債務とは、相殺消去しなければならない。</p> <p>2 連結法人相互間での債務保証に関し計上されている保証債務損失引当金は、その全額を消去しなければならない。また、民間企業等に対して信用の供与を行うことを主たる業務としている独立行政法人においては、特定関連会社に対する債務保証に関し計上されている保証債務と保証債務見返とは相殺消去しなければならない。</p>	<p>技術的修正を行った。</p>
15	2	<p>第117 法人税等の期間配分に係る会計処理</p> <p>1 連結法人の法人税等については、一時差異等に係る税金の額を期間配分しなければならない。</p> <p>2 一時差異等に係る税金の額は、「第35 法人税等の期間配分に係る会計処理」に準じ、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。</p>	<p>第11 9-7 法人税等の期間配分に係る会計処理</p> <p>1 連結法人集団の法人税等については、一時差異等に係る税金の額を期間配分しなければならない。</p> <p>2 一時差異等に係る税金の額は、「第35 法人税等の期間配分に係る会計処理」に準じ、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。</p>	<p>「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正を行った。</p>
15	2	<p>第118 関連会社等に対する持分法の適用</p>	<p>第1 20-1-8 関連会社等に対する持分法の適用</p>	<p>「第109 連結の範囲」における</p>

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<p>1 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注89)</p> <p>2 関連会社とは、独立行政法人及び特定関連会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社をいう。</p> <p>3 次の場合には、特定関連会社以外の会社の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該会社は関連会社に該当するものとする。</p> <p>(1) 特定関連会社以外の会社の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合</p> <p>(2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の二十未満であっても、一定の議決権を有しており、かつ、次のような事実が認められる場合</p> <p>ア 独立行政法人の役員若しくは職員である者又はこれらであった者（独立行政法人の設立に際し、権利義務を承継した特殊法人等の役員若しくは職員であった者を含む。）であって、財務及び営業又は事業の方針決定に関して影響を与えることができる者が、代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合</p> <p>イ 独立行政法人が、重要な融資（債務保証又は担保の提供を含む。）を行っている場合</p> <p>ウ 独立行政法人が、重要な技術を提供している場合</p> <p>エ 独立行政法人との間に、重要な販売、仕入その他の営業上又は事業上の取引がある場合</p> <p>オ 独立行政法人が、財務及び営業又は事業の方針決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在する場合</p> <p>4 関連会社株式の売却等により当該会社が関連会社に該当しなくなった場合には、残存する当該会社の株式は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する。</p> <p>なお、特定関連会社株式の売却等により当該会社が特定関連会社及び関連会社に該当しなくなった場合には、上記に準じて処理する。</p> <p><注89> 持分法適用の範囲からの除外について 持分法の適用により、連結財務諸表に重要な影響を与えない場合には、持分法の適用会社としないことができる。</p>	<p>1 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注91-8-9)</p> <p>2 関連会社とは、<u>次の会社をいう。</u></p> <p><u>(1) 意思決定機関を独立行政法人に支配されている会社であって、当該独立行政法人と業務一体性を有しない会社</u></p> <p><u>(2) 独立行政法人及び当該独立行政法人に意思決定機関を支配されている特定関連会社が、それぞれ単独で又は共同で、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該特定関連会社以外の会社をいう。</u></p> <p>3 次の場合には、特定関連会社以外の会社の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該会社は関連会社に該当するものとする。</p> <p>(1) 特定関連会社以外の会社の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合</p> <p>(2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の二十未満であっても、一定の議決権を有しており、かつ、次のような事実が認められる場合</p> <p>ア 独立行政法人の役員若しくは職員である者又はこれらであった者（独立行政法人の設立に際し、権利義務を承継した特殊法人等の役員若しくは職員であった者を含む。）であって、財務及び営業又は事業の方針決定に関して影響を与えることができる者が、代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合</p> <p>イ 独立行政法人が、重要な融資（債務保証又は担保の提供を含む。）を行っている場合</p> <p>ウ 独立行政法人が、重要な技術を提供している場合</p> <p>エ 独立行政法人との間に、重要な販売、仕入その他の営業上又は事業上の取引がある場合</p> <p>オ 独立行政法人が、財務及び営業又は事業の方針決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在する場合</p> <p>4 関連会社株式の売却等により当該会社が関連会社に該当しなくなった場合には、残存する当該会社の株式は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する。</p> <p>なお、特定関連会社株式の売却等により当該会社が特定関連会社及び関連会社に該当しなくなった場合には、上記に準じて処理する。</p> <p><注91-8-9> 持分法適用の範囲からの除外について 持分法の適用により、連結財務諸表に重要な影響を与えない場合には、持分法の適用会社としないことができる。</p>	<p>特定関連会社の定義の見直しに伴い修正した。</p>
15	2	<p>第119 表示区分</p> <p>1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとする。</p> <p>資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。</p>	<p>第121-4-9 表示区分</p> <p>1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとする。</p> <p>資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。</p>	<p>企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（最終改正平成25年9月13日企業会計基準委員会）を踏まえて修正した。</p>

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<p>負債の部は、流動負債及び固定負債に区分して記載するものとする。</p> <p>純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、少数株主持分に区分して記載するものとする。</p> <p>2 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注90)</p> <p><注90> 繰延資産について</p> <p>1 「第8 資産の定義」により、独立行政法人においては、繰延資産を計上してはならないことにされており、連結貸借対照表に計上される繰延資産は、特定関連会社の貸借対照表に計上されている繰延資産に限られる。</p> <p>2 特定関連会社の貸借対照表に社債発行差金が繰延資産として計上されているときは、当該社債発行差金は、投資その他の資産として連結貸借対照表に計上するものとする。</p>	<p>負債の部は、流動負債及び固定負債に区分して記載するものとする。</p> <p>純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、非支配少数株持分に区分して記載するものとする。</p> <p>2 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注9 20)</p> <p><注9 20> 繰延資産について</p> <p>1 「第8 資産の定義」により、独立行政法人においては、繰延資産を計上してはならないことにされており、連結貸借対照表に計上される繰延資産は、特定関連会社の貸借対照表に計上されている繰延資産に限られる。</p> <p>2 特定関連会社の貸借対照表に社債発行差金が繰延資産として計上されているときは、当該社債発行差金は、投資その他の資産として連結貸借対照表に計上するものとする。</p>	
15	3	<p>第3節 連結損益計算書の作成基準</p> <p>第120 連結損益計算書作成の基本原則</p> <p>連結損益計算書は、独立行政法人及び特定関連会社の個別損益計算書における費用、収益等の金額を基礎とし、連結法人相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成する。</p>	<p>第3節 連結損益計算書の作成基準</p> <p>第12 20 連結損益計算書作成の基本原則</p> <p>連結損益計算書は、独立行政法人及び特定関連会社の個別損益計算書における費用、収益等の金額を基礎とし、連結法人相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成する。</p>	技術的修正を行った。
15	3	<p>第121 連結法人相互間の取引高の相殺消去</p> <p>連結法人相互間における役務の提供その他の取引に係る項目は、相殺消去しなければならない。</p>	<p>第12 31 連結法人相互間の取引高の相殺消去</p> <p>連結法人相互間における役務の提供その他の取引に係る項目は、相殺消去しなければならない。</p>	技術的修正を行った。
15	3	<p>第122 未実現損益の消去</p> <p>1 連結法人相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現利益は、その全額を消去しなければならない。</p> <p>2 未実現損益の金額に重要性が乏しい場合には、これを消去しないことができる。</p> <p>3 売手側の特定関連会社に少数株主が存在する場合には、未実現損益は独立行政法人と少数株主の持分比率に応じて、独立行政法人の持分と少数株主持分に配分するものとする。</p>	<p>第12 42 未実現損益の消去</p> <p>1 連結法人相互間の取引によって取得した棚たな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現利益は、その全額を消去しなければならない。</p> <p>2 未実現損益の金額に重要性が乏しい場合には、これを消去しないことができる。</p> <p>3 売手側の特定関連会社に非支配少数株主が存在する場合には、未実現損益は独立行政法人と非支配少数株主の持分比率に応じて、独立行政法人の持分と非支配少数株主持分に配分するものとする。</p>	<p>企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(最終改正平成25年9月13日 企業会計基準委員会)を踏まえて修正した。</p> <p>また、技術的修正を行った。</p>
15	3	<p>第123 表示区分</p> <p>1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。</p> <p>純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、少数株主損益調整前当期純利益を表示する。これに、少数株主持分損益を加減して当期純損益を表示するものとする。</p>	<p>第12 53 表示区分</p> <p>1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。経常損益計算の区分は、連結法人集団の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。</p> <p>純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、非支配少数株主損益調整前当期純利益を表示する。これに、非支配少数株主持分損益を加減して当期純利損益を表示するものとする。</p>	<p>企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(最終改正平成25年9月13日 企業会計基準委員会)を踏まえて修正した。</p>

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 業務活動から生じた費用及び収益、臨時利益及び臨時損失は、一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載しなければならない。	純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 業務活動から生じた費用及び収益、臨時利益及び臨時損失は、一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載しなければならない。	
15	4	<u>(新設)</u>	<u>第4節 連結純資産変動計算書の作成基準</u> <u>第126 連結純資産変動計算書作成の基本原則</u> <u>連結純資産変動計算書は、法人集団の財政状態と運営状況との関係を表すため、一会計期間に属する法人集団の全ての純資産の変動を記載しなければならない。</u>	平成30年9月3日に改訂した個別財務諸表の体系を踏まえた改訂を行うこととした。
15	4	<u>(新設)</u>	<u>第127 表示区分、分類及び表示項目</u> <u>1 連結純資産変動計算書には、連結貸借対照表の純資産の部の分類及び表示項目に係る当期首残高、当期変動額及び当期末残高を表示しなければならない。</u> <u>2 当期変動額は、資本金の当期変動額、資本剰余金の当期変動額、連結剰余金の当期変動額及び評価・換算差額等の当期変動額に分類しなければならない。</u>	平成30年9月3日に改訂した個別財務諸表の体系を踏まえた改訂を行うこととした。
15	5	第4節 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準 第124 連結キャッシュ・フロー計算書作成の基本原則 連結キャッシュ・フロー計算書は、独立行政法人及び特定関連会社の個別キャッシュ・フロー計算書を基礎として、連結法人相互間のキャッシュ・フローの相殺消去の処理を行って作成する。	第 5 4節 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準 第12 8 4 連結キャッシュ・フロー計算書作成の基本原則 連結キャッシュ・フロー計算書は、独立行政法人及び特定関連会社の個別キャッシュ・フロー計算書を基礎として、連結法人相互間のキャッシュ・フローの相殺消去の処理を行って作成する。	技術的修正を行った。
15	5	第125 表示区分及び表示方法 1 連結キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲、表示区分及び表示方法については、「第24 キャッシュ・フロー計算書の資金」及び「第9章 キャッシュ・フロー計算書」に準じるものとする。 2 なお、連結範囲の変動を伴う特定関連会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローは、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に独立の項目として記載する。この場合、新たに特定関連会社となった会社の資金の額は、株式の取得による支出額から控除し、特定関連会社でなくなった会社の資金の額は株式の売却による収入額から控除して記載するものとする。	第12 9 5 表示区分及び表示方法 1 連結キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲、表示区分及び表示方法については、「第24 キャッシュ・フロー計算書の資金」及び「第9章 キャッシュ・フロー計算書」に準じるものとする。 2 なお、連結範囲の変動を伴う特定関連会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローは、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に独立の項目として記載する。この場合、新たに特定関連会社となった会社の資金の額は、株式の取得による支出額から控除し、特定関連会社でなくなった会社の資金の額は株式の売却による収入額から控除して記載するものとする。	技術的修正を行った。
14	5	第5節 連結剰余金計算書の作成基準 第126 連結剰余金計算書作成の基本原則 1 連結貸借対照表に示される連結剰余金については、その増減を示す連結剰余金計算書を作成する。 2 連結剰余金の増減は、独立行政法人及び特定関連会社の損益計算書及び利益処分に係る金額を基礎とし、連結法人相互間の配当に係る取引を消去して計算する。 3 独立行政法人及び特定関連会社の利益処分については、連結会計期間において確定した利益処分を基礎として連結決算を行う方法による。	<u>(削除)</u>	平成30年9月3日に改訂した個別財務諸表の体系を踏まえた改訂を行うこととした。

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
1-4	5	<p>第127 表示方法</p> <p>1 連結剰余金計算書は、連結剰余金期首残高、連結剰余金増加高、連結剰余金減少高及び当期総利益を示して、連結剰余金期末残高を表示しなければならない。</p> <p>2 連結剰余金減少高は、国庫納付及び役員賞与に区分して記載するものとする。</p>	(削除)	平成30年9月3日に改訂した個別財務諸表の体系を踏まえた改訂を行うこととした。
1-4	6	<p>第6節 関連公益法人等の取扱い</p> <p>第128 関連公益法人等の情報開示</p> <p>関連公益法人等については、独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第7節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。(注91)</p> <p><注91> 関連公益法人等について</p> <p>独立行政法人と関連公益法人等との間には資本関係が存在しないが、独立行政法人を通じて公的な資金が供給されている場合も多いことから、公的な会計主体である独立行政法人は関連公益法人等との関係を開示し説明する責任を有している。</p>	(削除)	これまで連結附属明細書において開示することとしていた特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要、財務状況等について、連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲の見直しを踏まえ、また、連結財務諸表の作成の有無にかかわらず一律に開示することが望ましいことから、個別附属明細書において明らかにすることとし、新設した第14章にまとめて整理した。
1-4	6	<p>第129 関連公益法人等の範囲</p> <p>1 関連公益法人等とは、独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注92)</p> <p>2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。</p> <p>(1) 理事等のうち、独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等</p> <p>(2) 事業収入に占める独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等</p> <p>(3) 基本財産の五分以上を独立行政法人が出えんしている一般財団法人、公益財団法人</p> <p>(4) 会費、寄附等の負担額の五分以上を独立行政法人が負担している公益法人等</p> <p>3 関連公益法人等の特定関連会社又は関連会社である会社は関連公益法人等とみなすものとする。</p> <p>4 独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、上記2(2)に該当することとなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当しないものとするができる。</p>	(削除)	これまで連結附属明細書において開示することとしていた特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要、財務状況等について、連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲の見直しを踏まえ、また、連結財務諸表の作成の有無にかかわらず一律に開示することが望ましいことから、個別附属明細書において明らかにすることとし、新設した第14章にまとめて整理した。

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<p><注92> 公益法人等の範囲について 公益法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる。</p>		
15	6	<p>第7節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記</p> <p>第130 連結財務諸表の附属明細書</p> <p>独立行政法人は、連結貸借対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。なお、附属明細書は、「第79 附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要</p> <p>ア 名称、業務の概要、独立行政法人との関係及び役員の氏名(独立行政法人(独立行政法人設立に際し、権利義務を承継した特殊法人等を含む。以下同じ。)の役職員経験者については、独立行政法人での最終職名を含む。)</p> <p>イ 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等と独立行政法人の取引の関連図</p> <p>(2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況</p> <p>ア 特定関連会社及び関連会社の当該事業年度の、資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額</p> <p>イ 関連公益法人等の当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高(一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内訳で受取補助金等(国、独立行政法人、特殊法人及び地方公共団体の補助金等)とその他の収益の金額を記載する。)並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額</p> <p>(3) 特定関連会社及び関連会社株式並びに関連公益法人等の基本財産等の状況</p> <p>ア 独立行政法人が保有する特定関連会社及び関連会社の株式について、所有株式数、取得価額及び貸借対照表計上額(前事業年度末からの増加額及び減少額を含む。)</p> <p>イ 関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細並びに関連公益法人の運営費、事業費等に充てるため当該事業年度において負担した会費、負担金等の明細</p> <p>(4) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等との取引の状況</p> <p>ア 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等に対する債権債務の明細</p> <p>イ 独立行政法人が行っている関連会社及び関連公益法人等に対する債務保証の明細</p> <p>ウ 特定関連会社及び関連会社の総売上高並びに関連公益法人等の事業収入の金額</p>	<p>第67節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記</p> <p>第130 連結財務諸表の附属明細書</p> <p>独立行政法人は、連結貸借対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。なお、附属明細書は、「第79 附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。<u>ただし、個別財務諸表の附属明細書において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。</u></p> <p><u>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)の明細並びに減損損失累計額</u></p> <p><u>(2) 棚卸資産の明細</u></p> <p><u>(3) 有価証券の明細</u></p> <p><u>(4) 長期貸付金の明細</u></p> <p><u>(5) 長期借入金及び(何)債券の明細</u></p> <p><u>(6) 引当金の明細</u></p> <p><u>(7) 資産除去債務の明細</u></p> <p><u>(8) 保証債務の明細</u></p> <p><u>(9) 資本剰余金の明細</u></p> <p><u>(10) 国等からの財源措置の明細</u></p> <p><u>(11) 役員及び職員の給与の明細</u></p> <p><u>(12) 開示すべきセグメント情報</u></p> <p><u>(13) 科学研究費補助金の明細</u></p> <p><u>(14) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</u></p> <p>(1)～(4) (削除)</p>	<p>これまで連結附属明細書において開示することとしていた特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要、財務状況等について、連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲の見直しを踏まえ、また、連結財務諸表の作成の有無にかかわらず開示することが望ましいことから、個別附属明細書において明らかにすることとした。</p> <p>また、上記改訂に伴い、連結附属明細書に記載すべき事項を明確にした。</p> <p>なお、「第79 附属明細書」における「法令に基づく引当金等の明細」及び「運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細」については、「第12章 独立行政法人固有の会計処理」に基づき、独立行政法人の個別財務諸表においてのみ発生する科目に係る事項であることから、連結附属明細書における作成は省略することとした。</p>

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		<p>とこれらのうち独立行政法人の発注等に係る金額及びその割合（内訳で、競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額及び割合を記載する。ただし、内訳には、予定価格が国の基準（予算決算及び会計令（昭和22年勅第165号）第99条に定める基準）を超えないものは含めない。）</p>		
15	6	<p>第131 連結セグメント情報の開示</p> <p>1 連結法人における開示すべきセグメント情報は、当該連結法人が異なる事業を運営している場合には、その事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。</p> <p>2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額とする。（注93）</p> <p><注93> 連結セグメント情報の開示について</p> <p>1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民、主務大臣その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</p> <p>2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。</p> <p>3 セグメントの区分については、区分経理によるもののほか、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、各法人において個々に定めていくこととする。</p>	<p>第131 連結セグメント情報の開示</p> <p>1 連結法人 <u>連結法人</u>における開示すべきセグメント情報は、当該 <u>当該</u>連結法人が異なる事業を運営している場合には、その事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。</p> <p>2 開示すべき情報は、連結法人 <u>連結法人</u>の事業収益、事業損益、<u>総損益</u>及び当該セグメントに属する<u>総</u>資産総額とする。（注93）</p> <p><注93> 連結セグメント情報の開示について</p> <p>1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民、主務大臣その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</p> <p>2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な<u>事業</u>費用及び<u>主要な事業</u>収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。</p> <p>3 セグメント <u>情報の区分</u>については、区分経理によるもののほか、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント <u>情報</u>、研究分野別セグメント <u>情報</u>など、各法人において <u>適切と考えられるセグメント情報を追加で開示することを妨げない。個々に定めていくこととする。</u></p>	<p>「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直し等を踏まえた所要の修正を行った。</p>
15	6	<p>第132 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1) 連結の範囲等</p> <p>連結の範囲に含めた特定関連会社、関連会社に関する事項その他連結の方針に関する重要事項及びこれらに重要な変更があったときは、その旨及び変更の理由</p> <p>(2) 決算日の差異</p> <p>特定関連会社の決算日が連結決算日と異なるときは、当該決算日及び連結のため当該特定関連会社について特に行った決算手続の概要</p> <p>(3) 会計処理の原則及び手続等</p> <p>ア 重要な資産の評価基準及び減価償却の方法並びにこれらについて変更があったときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>イ 関係会社の採用する会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び関係会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要</p>	<p>第132 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1) 連結の範囲等</p> <p>連結の範囲に含めた特定関連会社、関連会社に関する事項その他連結の方針に関する重要事項及びこれらに重要な変更があったときは、その旨及び変更の理由</p> <p>(2) 決算日の差異</p> <p>特定関連会社の決算日が連結決算日と異なるときは、当該決算日及び連結のため当該特定関連会社について特に行った決算手続の概要</p> <p>(3) 会計処理の原則及び手続等</p> <p>ア 重要な資産の評価基準及び減価償却の方法並びにこれらについて変更があったときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>イ 関係会社の採用する会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び関係会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要</p>	<p>「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正を行った。</p>

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		ウ 特定関連会社の資産及び負債の評価方法 (4) その他の重要な事項 関係法人集団の財政状態及び運営状況を判断するために重要なその他の事項	ウ 特定関連会社の資産及び負債の評価方法 (4) その他の重要な事項 関係 法人集団の財政状態及び運営状況を判断するために重要なその他の事項	
「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」				
		第1 本基準の目的及び減損の定義 1 (略) 2 固定資産の減損とは、固定資産のサービス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の経済的便益を産み出す能力が著しく減少した状態をいう。	第1 本基準の目的及び減損の定義 1 (略) 2 固定資産の減損とは、固定資産のサービス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の経済的便益を 生産 み出す能力が著しく減少した状態をいう。	技術的修正を行った。
		第2 対象資産 (略) <注1> (略) <注2>独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産について 独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産とは、次に掲げるものをいう。 (1)～(3) (略) (4) 長期貸付金（役員、職員又は関係法人に対する長期貸付金を除く。） (5) (略) (6) 関係法人長期貸付金 (7)～(10) (略)	第2 対象資産 (略) <注1> (略) <注2>独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産について 独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産とは、次に掲げるものをいう。 (1)～(3) (略) (4) 長期貸付金（役員、職員又は関係 会社法人 に対する長期貸付金を除く。） (5) (略) (6) 関係 会社法人 長期貸付金 (7)～(10) (略)	「第107 連結財務諸表の作成目的」の見直しを踏まえた所要の修正を行った。
		第4 減損の認識 1 次に掲げる場合に該当するときは、減損を認識しなければならない。 (1) 「第3 減損の兆候」2(1)から(3)までに該当する場合であって、当該資産の全部又は一部の使用が想定されていないとき。 (2) 「第3 減損の兆候」2(4)に該当する場合であって、当該資産の市場価格の回復の見込みがあると認められないとき。(注6) (3) 「第3 減損の兆候」2(5)に該当する場合であって、使用しないという決定が当該決定を行った日の属する事業年度内における一定の日以後使用しないという決定であるとき。(注7) 2 上記1(1)において、当該資産の全部又は一部の使用が想定されていないときは、次に掲げる要件を満たしていない場合をいう。 (1)・(2) (略) <注6>・<注7> (略) <注8>固定資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在することについて 1 (略) 2 固定資産の全部又は一部の使用が想定されるか否かの判断は、すべて実態によ	第4 減損の認識 1 次に掲げる場合に該当するときは、減損を認識しなければならない。 (1) 「第3 減損の兆候」 第2項 (1)から(3)までに該当する場合であって、当該資産の全部又は一部の使用が想定されていないとき。 (2) 「第3 減損の兆候」 第2項 (4)に該当する場合であって、当該資産の市場価格の回復の見込みがあると認められないとき。(注6) (3) 「第3 減損の兆候」 第2項 (5)に該当する場合であって、使用しないという決定が当該決定を行った日の属する事業年度内における一定の日以後使用しないという決定であるとき。(注7) 2 前項 上 記 1(1)において、当該資産の全部又は一部の使用が想定されていないときは、次に掲げる要件を満たしていない場合をいう。 (1)・(2) (略) <注6>・<注7> (略) <注8>固定資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在することについて 1 (略) 2 固定資産の全部又は一部の使用が想定されるか否かの判断は、 全すべて 実態によ	技術的修正を行った。

章	節	現行	改訂案	改訂理由等
		って行わなければならない。	よって行わなければならない。	
		<p>第11 注記</p> <p>1 減損を認識した場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 減損の兆候の有無について、「第3 減損の兆候」3に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認められた理由</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 「第3 減損の兆候」2(1)から(4)までに掲げる減損の兆候が認められた場合（減損を認識した場合を除く。）には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 減損の兆候の有無について、「第3 減損の兆候」3に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認められた理由</p> <p>(4) 「第4 減損の認識」2に掲げる要件を満たしている根拠又は固定資産の市場価格の回復の見込みがあると認められる根拠</p> <p>3 「第3 減損の兆候」2(5)に規定する使用しないという決定を行った場合であって、その決定が翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定である場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第11 注記</p> <p>1 減損を認識した場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 減損の兆候の有無について、「第3 減損の兆候」第3項に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認められた理由</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 「第3 減損の兆候」第2項(1)から(4)までに掲げる減損の兆候が認められた場合（減損を認識した場合を除く。）には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 減損の兆候の有無について、「第3 減損の兆候」第3項に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認められた理由</p> <p>(4) 「第4 減損の認識」第2項に掲げる要件を満たしている根拠又は固定資産の市場価格の回復の見込みがあると認められる根拠</p> <p>3 「第3 減損の兆候」第2項(5)に規定する使用しないという決定を行った場合であって、その決定が翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定である場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>技術的修正を行った。</p>

以上